



# 広報 まつざき

## お知らせ版

令和4年2月10日(木)第391号  
毎月中旬・下旬発行 全戸配布  
発行 松崎町企画観光課  
電話 42-3964(直通)  
E-mail kankou@town.matsuzaki.lg.jp  
URL https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/

### 交通指導員を募集します

町内における交通事故の撲滅を目指して、交通安全を推進するため活動する交通指導員を募集しています。

- 【募集人数】 若干名
  - 【応募資格】 町内居住者で、20歳以上70歳未満の心身ともに健康な方
  - 【内 容】 道路における交通指導、交通安全教育活動への協力など
  - 【指導時間】 児童・生徒が登校する日の登校時間
  - 【指導区域】 松崎小学校・松崎中学校の通学区域内
  - 【任 期】 2年
  - 【謝 礼】 月額 20,000円
  - 【申込方法】 履歴書を総務課へ提出してください。
- 【問 合 せ】 総務課(Tel42-3963)



### 図書館だより

《新着図書のご案内》

〈一 般〉

- ◎ひとり旅日和 3 運開き！  
秋川 滝美 著 / KADOKAWA
- ◎答えは風のなか  
重松 清 著 / 朝日出版社
- ◎世界一美味しい！のつけレシピの本  
藤井 恵 著 / 主婦と生活社

〈児 童〉

- ◎きもちのことばじてん  
青木 伸生 監修 / チャイルド本社
- ◎ぼくんちのねこのはなし  
いとう みく 作 / くもん出版
- ◎アブナイこうえん  
山本 孝 作 / ほるぷ出版



【問 合 せ】 図書館(Tel42-3972)

認知症キャラバンメイト主催

### あったカフェ



町民の方が自由に参加できる集いの場「あったカフェ」を開催します。

物忘れ予防や情報交換、介護や認知症に関する話をしませんか。

新型コロナウイルス感染症などの流行で、中止となる場合がありますのでご了承ください。

- 【日 時】 3月14日(月) 13:30~15:30  
※開催時間中、出入り可能です。
- 【場 所】 環境改善センター 喫茶コーナー
- 【そ の 他】 ◇認知症の相談員さん(ふれあい南伊豆ホスピタル)も参加します。  
◇発熱や体調不良などの場合は、参加を控えてください。

必ずマスク  
着用でお越しください



【問 合 せ】 健康福祉課  
地域包括支援センター(Tel42-3966)

冬の省エネルギー



関東電気保安協会  
<https://www.kdh.or.jp/>

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯などに対して1世帯あたり10万円を給付するものです。

## 【給付の対象となる世帯】

### 1. 住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、松崎町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

### 2. 家計急変世帯

1以外で、申請時点において松崎町に住民登録があり、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当水準以下となる世帯**

※1と2いずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※詳細は、松崎町ホームページをご確認ください。



## 【申請方法】

### 1. 住民税非課税世帯

**支給対象と思われる世帯へ、2月14日(月)に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を発送します。** 確認書の内容をご確認の上、申請をお願いします。

※世帯の中に未申告の方がいる場合は、窓口税務課で申告をお願いします。また、世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がおり町で課税状況を確認できない方は、住民税が非課税であることの証明書が必要です。

※申請(返送)期限 令和4年5月13日(金)

### 2. 家計急変世帯

家計急変世帯の対象となる世帯について、町では世帯の家計状況は把握できないことから、個別にご案内することはできません。

**対象となる世帯である場合は、申請書を町ホームページからダウンロード、もしくは企画観光課にて申請書を受け取り、必要書類とともに提出してください。**

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



#### (1) 住民税均等割非課税相当水準以下の判定方法

- 令和3年分所得の確定申告書や住民税申告書などの写しがある場合は、当該写しに基づく判定を行います。
- 令和3年分所得の確定申告書などがない場合は、令和3年1月以降の任意の1カ月の収入を年収に換算して判定します(任意の1カ月×12カ月)。
- 収入の種類は、給与、事業、不動産、年金(遺族・障害年金など非課税のものは除く)です。
- 令和3年度住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定します。

#### (2) 提出書類

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書
- ③「令和3年中の収入の見込額」または「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類のコピー
  - ・給与収入:給与明細書などの収入額が分かる書類
  - ・事業収入または不動産収入:帳簿などの収入額が分かる書類
  - ・年金収入:年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類
  - ・その他:令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などのコピー
- ④申請者本人確認書類のコピー
  - 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートなどのコピー
- ⑤受取口座を確認できる書類のコピー
  - 通帳など、受取口座の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピー

※申請期限 令和4年9月30日(金)

【問合せ・提出先】 企画観光課 (Tel.42-3964)